省　令

○農林水産省・経済産業省令第四号

商品先物取引法施行令（昭和二十五年政令第二百八十号）第三十二条第二項及び第三十九条第二項の規定に基づき、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月六日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　武藤　容治

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公衆の閲覧に供する方法） **第百十条の三**　令第三十二条第二項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 （公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの） **第百十条の四**　（略） （公衆の閲覧に供する方法） **第百二十六条の二十五**　令第三十九条第二項の規定による公衆の閲覧は、商品先物取引仲介業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。 **第百二十六条の二十六～第百二十六条の二十八**　（略） **別表第五**（第百二十六条の二十六関係） （略）　（略）　（略）	（新設） （公益又は特定委託者等の保護のため支障を生ずるおそれがあるもの） **第百十条の三**　（略） （新設） **第百二十六条の二十五～第百二十六条の二十七**　（略） **別表第五**（第百二十六条の二十五関係） （略）　（略）　（略）

様式第十四号中「第126条の27関係」を「第126条の28関係」に改める。

附　則

この省令は、令和六年十二月十五日から施行する。

○経済産業省令第八十三号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）第四十一条、第四十七条第二項及び第四十八条の規定に基づき、液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年十二月六日

経済産業大臣　武藤　容治

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令

液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令（昭和四十三年通商産業省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（表示） **第二十条**　法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一　別表第六第一号から第八号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示	（表示） **第二十条**　法第四十八条の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示を、別表第六の液化石油ガス器具等の区分の欄に掲げる区分ごとに同表の表示の方法の欄に掲げる方法により表示する方式とする。 一　別表第六第一号から第七号までの液化石油ガス器具等の区分に属する液化石油ガス器具等にあつては、別表第七に定める様式の表示